

過大申告した税金戻らない？

二木義一 / 青山学院大学教授

季節

連載⑨

確定

は期限です。
1の大半は申告不

が税
3. だって、給与

本則として申告不

要で、例外的に給与

所得 万円を超える

ます
要だ ような方がいる

の年
申告 組合員なんてし

関係
でしりますね。

ら、

よう

つ込

なお、アフター5に別のと

ころで働いている人は、その

金額が一定額を超えると申告

義務が生じますので、注意し

てください。

義務ではなく、申告した方

がいい人もいます。年末に子

供が生まれた人、昨年住宅を

購入した人、医療費控除があ

る人などは、扶養控除などの

各種控除の適用を受けるため

には、申告をする必要がある

からです。それから、会社が

年末調整を間違えている場合

には、会社に直してもらふ必

要があります。

ところで、この申告とは何

を申告するのでしょうか？ 申

告すると、どうなるのでしょ

う？

よく「確定申告」といいま

すよね。何かを「確定」して

いるんです。その何かとは、

実は「税額」です。

ですから皆さんが申告をす

るときは、難しい税法を調べ

て、わからなければ税理士さ

んにお金を払って、税額まで

計算しなければならぬので

す。自分の税額を自分で計算

し、それを申告するとその額

が確定し、皆さんは租税債務

なるのです。

国は債権者になれたわけ

ですから、皆さんから税金を受

け取ることができるようにな

り、納付してくれなければ、

差押えなどをできるような

のです。このような制度を

申告納税制度といい、国税の

場合は原則としてこのシステ

ムです。

ところが、地方税の場合は

原則として賦課課税が採用さ

れています。

固定資産税を考えてくださ

い。申告していないのに自治

体から請求が来ますよね。固

定資産税は皆さんの申告で税

額が決まるのではなく、自治

体が評価して、税額を決めね

ばならないのです。どちらの

方が良いのでしょうか？

者になり、国は租税債権者に

税務署は「お代官様」?

あなたの所得税額が正しくは100万円なのに、うっかり過大に150万円と申告してしまったような場合を考えてみましょう。

本当は100万円しか払う必要がないのですから、余分な50万円は払う必要がなさそうですねですが、申告してしまっているのもう税額が150万円に「確定」しています。

税額を増やす場合には自分で任意に修正すればいいのですが、いったん確定した税額を減らすのは大変です。申告期限から1年以内に「更正の請求」という手続きをして、税務署に減額の処分をしてもらわねばならないのです。

しかも、計算ミスで税額を

過大に出してしまった場合なら減額可能ですが、住宅ローン控除など特別措置を選択してきたのに、それを知らなかったために普通の申告をしてしまい、そのために50万円も多くなってしまったような場合は減らすことができません。有利な方を選択しなかったあなたが悪い、法律を知らないお前の責任だ、というのです。税法は法学部の先生達や弁護士にも嫌われている難しい法律なのに、その法律を普通の市民が知らなかったからといって、どうして救済してくれないのでしょうか。

ところで、計算ミスの場合には1年以内なら減額してもらえますが、1年を過ぎて気づいた場合はどうなるのでしょうか。

あなたの方からは「更正の請求」はできません。もう絶望ですね。ところが不思議なことに、税務署は5年間、職権で「減額更正」という処分をすることができません。あなたは法的にはできないが、税務署はできる。大きな格差があります。

どうでしょう? 税務署ができるなら、何とか減額してくれないか、と頼みたくありませんよね。そこで税務署に頼みに行くと、なんと「嘆願書」を出せといわれるのです。これが、これまでの実務でした。多くの納税者や税理士は、こういう場合やむなく「嘆願書」を出してきたのです。

まるで江戸時代の民百姓がお代官様をお願いするのと同じです。これが21世紀の税務

行政の実像だったわけですから、それを、やっと昨年11月末に成立した税制改正で直すことができました。納税者の更正の請求も、税務署と同じ5年に延ばしたからです。もう嘆願などする必要はありません。法的な制度である更正の請求を行えばよいことになりました。

政権が交代したことを象徴するような大きな改正だったのですが、新聞はほとんど取り上げませんでした。新聞記者も読者のみなさん同様、サラリーマンで申告の経験がほとんどなく、こういう問題が現実を生じていることや、これを改めることがどれほど行政を公正化することになるのか、ピンとこないからではないでしょうか?